

## 第25回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成22年3月18日（木） 13時30分～14時28分

場 所 広島大学学士会館（2階「レセプションホール」）

出席者 学外委員：有本、大歳、大南、小笠原、郷、佃の各委員  
学内委員：浅原、河本の各委員

列席者 上理事・副学長、山根理事・副学長、坂越副学長、佐藤副学長、春日監事、金田監事、坂下学長補佐、相田競争的資金獲得戦略室長、越智副理事、香川副理事、上田副理事、土谷副理事、佐藤副理事、藤岡副理事、渡邊副理事、西田副理事、星野副理事、松岡副理事、森川副理事、児島副理事、高橋副理事、坂田副理事、三井副理事、竹内学長支援グループリーダー、西村法学部長、吹春経済学部長、河野医学部長、高田歯学部長（代理）、樋原総合科学研究科長、富永文学研究科長、棚橋教育学研究科長（代理）、富岡社会科学研究科長、出口理学研究科長、高萩先端物質科学研究科長（代理）、田中保健学研究科長（代理）、吉田工学研究科長、江坂生物圏科学研究科長、小林医歯薬学総合研究科長、池田国際協力研究科長、平野法務研究科長、神谷原爆放射線医科学研究所長

※ 以下、発言内容は、○：学外委員、◇：学内委員を示す。

### (開会)

浅原学長から、開会に当たり挨拶及び委員の紹介があった。

### (議事の1)

#### ● 平成22年度年度計画について

（浅原学長提案、説明、別紙1）

◇ 平成22年度年度計画については、中期計画に基づく平成22年度の業務運営に関する計画として、今年度末までに文部科学大臣に届け出こととなっており、第二期中期目標期間（平成22年度～平成27年度）年度計画案を作成の上、平成22年度年度計画案を作成した。

なお、「I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」から「V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置」及び別表（学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数）のうち、経営に関する事項以外については、教育研究評議会において既に審議済みであり、「VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」以降の予算関係については、平成22年度予算案等に基づき作成している。

本件については、本来であれば、中期計画の認可後に諮るべきものであるが、認可が3月下旬の予定であり、3月末までに年度計画を届け出る必要があるため、本日提案している。

また、第二期中期計画の「予算関係」については、文部科学省から運営費交付金算定方法が示され次第提案する予定であったが、本部分に関しては、学長に一任願いたい。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり承認し、役員会へ付議することとした。

### (議事の2)

#### ● 平成22年度当初予算について

（浅原学長提案、河本理事（財務・総務担当）説明、別紙2）

◇ 平成22年度当初予算については、第23回経営協議会（平成21年11月26日開催）の審議を経て役員会で承認した「平成22年度広島大学予算編成方針」に基づき作成している。

平成22年度の予算総額は、運営費交付金、施設整備費補助金等に自己収入（附属病院収入、受託研究等収入、その他収入）、を加えた約719億円となる。平成21年度補正後予算総額に比べて約11.9億円の減であり、その主要な要因は、施設整備費補助金等の減である。

予算編成の主なポイントとして、①外部資金獲得支援のための戦略的活用財源を確保（1.7 億円）のうえ、学長裁量経費を増額（総額 8.35 億円）し、学長、各理事の裁量権を拡大、②基盤教育費、基盤研究費の確保（第 2 期中期目標期間中は積算単価の変更はしない）、③外部資金（受託研究・共同研究・受託事業、寄附金、補助金等）を積極的に獲得、④学生支援充実のため授業料免除枠の拡大（5.8%→6.3%）、大学負担による学生教育研究災害傷害保険の加入等がある。

また、今回、参考資料として各部局等の予算配分方針等も添付している。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり平成 22 年度当初予算案を承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次のような事項について質疑応答を行った。

- ・広島大学基金について
- ・部局等における研究者に対する基盤研究費の配分について

(議事の 3)

● 長期借入金償還計画等について

(浅原学長提案、河本理事（財務・総務担当）説明、別紙 3)

◇ 法人化以前に、財政融資資金を財源とする国の予算で整備した病院の建物、設備に関する借入金残高は、平成 16 年 4 月に各国立大学法人に承継され「国立大学財務・経営センター債務負担金」として償還していく必要があり、また、法人化後に借入れたもの及び新規に借入れるものも含めて、文部科学大臣へ償還計画及び借入金認可申請を提出し認可を受けて借入れ及び償還していく必要がある。

平成 21 年度末の債務総額は元金が約 164 億円であり、平成 22 年度の償還は、元金約 14 億 8 千万円、利息約 3 億 2 千万円の計約 18 億円となり、平成 22 年度当初予算（案）において、診療経費で計上している。

また、平成 22 年度の新規借入上限額は約 25 億 4 千万円となり、今後 25 年間で利息を含め約 33 億 4 千万円を償還する。なお、借入は平成 22 年度末を予定している。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり長期借入金償還計画等を承認し、役員会へ付議することとした。

(議事の 4-①)

● 現代インド研究センターの新設について

(浅原学長提案、山根理事（研究担当）説明、別紙 4)

◇ 大学共同利用機関法人・人間文化研究機構の地域研究推進事業における現代インド地域研究の拠点の 1 つとして平成 21 年度に文学研究科の岡橋教授を代表者とする研究組織が選定され、平成 22 年 4 月から 5 年間、研究を実施することとなっている。この研究の実施にあたり、単なる事業として実施するのではなく、研究拠点の形成に向けて現代インド地域研究を推進するため、広島大学現代インド研究センターを学内の共同研究施設として設置したい。

設置期間は、地域研究推進事業を実施する 5 年間（実績評価により 5 年間継続可能）の時限設置とする。また、経費について、研究費及び機関から派遣される研究員 1 名の人件費は機関が負担、施設及び運営に関する経常経費は本学で負担する。

本学の研究組織については、「経済発展部門」「都市農村部門」及び「空間情報部門」から構成し、メンバーはセンター長の下に専任研究員が 1 名、兼任研究員が 6 名、及び客員研究員が 8 名の計 15 名でスタートする。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり承認し、役員会へ付議することとした。

(議事の 4-②)

● 社会連携推進機構の改組について

(浅原学長提案、説明、別紙5)

- ◇ 現在の「社会連携推進機構」は、「产学連携センター」「地域連携センター」「医療社会連携センター」で構成しているが、この独立したセンターを一つの組織に統合し、業務の効率化を図るとともに機動的な対応ができる組織に再編したい。統合した新組織の名称は「产学・地域連携センター」とし、「地域連携部門」「知的財産企画部門」「新産業創出・教育部門」「国際・产学連携部門」で構成し、機構長（副理事）、センター長、副センター長(3)、部門長(4)を置き、運営していきたい。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり承認し、役員会へ付議することとした。

(議事の4-③)

● 新国際化推進体制について

(浅原学長提案、説明、別紙6)

- ◇ 本学における国際交流活動は、教員個人や部局等の活動に依存する部分が大きく、今後の大学を含む社会のグローバル化に対応するため、学長の下に全学組織として「国際交流推進機構」及び「国際センター」を設置し、全学的な視点から戦略的な国際交流活動を推進していくこととしたい。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり承認し、役員会へ付議することとした。

(議事の4-④)

● 教養教育本部の設置について

(浅原学長提案、上理事（教育担当）説明、別紙7)

- ◇ 本学の教養教育に係る企画・評価・改善を推進し、教養教育を円滑に実施することを目的に、機能と権限を一元化する責任ある組織として、平成22年4月から教養教育本部を設置したい。

本学の教養教育は、『教養的教育実施要綱』（平成8年2月）が掲げる基本理念と目標に基づき、総合科学部を主たる実施部局として全学責任体制で行ってきたが、10年以上が経過した現在、到達目標型教育プログラム（平成18年度導入）との連携不足や、担当教員の不補充問題等いろいろなひずみがでできている。このため、教養教育と専門教育を融合させた学士課程教育を実施するため、教養教育本部を教養教育に係る企画・立案、実施を担う組織として位置づけたい。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次のような事項について質疑応答を行った。

- ・明確なビジョンの作成について

(議事の4-⑤)

● 関連規則の整備について

(浅原学長提案、河本理事（財務・総務担当）説明、別紙8)

- ◇ 議事4-①～④で承認された教育研究組織の新設等に伴う所要の規定の整備を行うため、以下の規則の改正等を行いたい。

○一部改正する規則

- ・広島大学学則
- ・広島大学社会連携推進機構規則

○新規に制定する規則

- ・広島大学現代インド研究センター規則
- ・広島大学産学・地域連携センター規則
- ・広島大学国際交流推進機構規則
- ・広島大学国際センター規則
- ・広島大学教養教育本部規則

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり承認し、役員会へ付議することとした。

(議事の5)

● 就業規則の改正について

(浅原学長提案、河本理事（財務・総務担当）説明、別紙9)

- ◇ 就業規則の主な改正点は、①教員（附属学校教員を除く。）に対する選択定年制の導入、②所定労働時間の短縮措置の導入、③改正労働基準法への対応、④改正育児休業・介護休業法への対応、⑤本給の調整額、管理職手当、特殊勤務手当の見直し、⑥契約職員本給法の見直し、⑦フルタイム契約職員に支給する期末手当の見直し、⑧事務補佐員等に雇用する学生の時間給額の見直し（但し、意見を踏まえ業務の内容を勘案し対応していくことも検討中）の8点である。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり就業規則の改正案を承認し、各事業場の過半数代表者からの意見書を付して役員会へ付議することとした。

(議事の6)

● 役員報酬規則の改正について

(浅原学長提案、河本理事（財務・総務担当）説明、別紙10)

- ◇ 役員報酬規則等の改正は、国家公務員給与法の改正に伴うもので、主な改正点は、①常勤役員に支給している期末特別手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当を新設する、②常勤理事については、在職期間における業績を勘案して勤勉手当の勤務成績割合を学長が決定する、の2点である。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり役員報酬規則等を承認し、役員会へ付議することとした。

(議事の7)

● 平成21年度における広島大学病院診療基盤貢献手当の措置について

(浅原学長提案、河本理事（財務・総務担当）説明、別紙11)

- ◇ 広島大学病院における診療活動の基盤として直接診療に従事する職員が行う病院運営業務及び病院研修医等への医療教育に関し、これらの業務における貢献が著しい職員の処遇改善を図ること等のため、貢献手当を支給したい旨、病院長から申入れがあった。

広島県は、2年前に唯一医師数が減少した県であり、地域医療の崩壊が進んでいる中で国立大学病院が地域医療を支えているという観点から何らかの対策が必要と文部科学省の認識もあり、検討の結果、「平成21年度における広島大学病院診療基盤貢献手当に関する措置要項」を制定して支給することとした。なお、東広島地区及び霞地区各事業場の過半数代表者からの意見聴取もを行い、趣旨について賛同を得ている。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり承認し、役員会へ付議することとした。

なお、学外委員より次のような要望があった。

- ・特例措置への対応について

(議事の8)

● 役員の退職手当に係る業績の勘案について

(浅原学長提案・説明、別紙)

- ◇ 役員が退任するに伴って支給する退職手当については、一定の基準額に100分の10の範囲内で増減できるという規定になっている。

平成22年3月31日限りで本学を退任する、春日監事の退職手当に係る役員の在職期間（平成18年4月1日～平成22年3月31日）に対する業績勘案率は、それぞれ基本の「100/100」とする。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり業績勘案率はそれぞれ基本の「100/100」とすることを承認した。

(報告の 1)

● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

(浅原学長報告、資料 1)

- ◇ 広島大学経営協議会（第 11 回～第 24 回）において学外委員から指摘のあった事項に対する本学の対応状況について、資料により報告があった。

以 上